

酒害教室

無料 申込不要

飲酒問題を抱え回復をめざしている方、ご家族の飲酒問題で悩んだり困っている方など、どなたでも参加できます。

日時 12月13日(水) 14時~16時

場所 区役所2階 集団検診室

内容 アルコール専門病院の相談員によるミニ講座、当事者体験談など

統合失調症の家族教室

無料

統合失調症について、家族が正しい知識を学び、本人への接し方などを参加者のみなさんと考えてみませんか?

日時 12月20日(水) 13時30分~15時30分

場所 区役所2階 集団検診室

講師 心理士

対象 統合失調症と診断された方のご家族
※初めて参加される方は必ず事前にご連絡ください

内容 心理士によるミニ講座「ご家族が楽しく過ごすコツ~アンガーマネージメントについて~」、家族交流会、問題解決技法を用いたグループセッション

申込 電話・窓口



地域生活向上教室 (ほっこり・ほのぼの)

無料

仲間と一緒にほっこりとした時間を過ごしてみませんか? 午前の教室なので生活リズムも整います。



日時 12月21日(木)、令和6年1月4日(木) 各9時30分~11時30分

場所 区役所2階 集団検診室

内容 軽い運動、レクリエーション、SST(ソーシャルスキルトレーニング)など

対象 統合失調症を中心とする精神障がいのある方
※主治医の意見書が必要です。初めて参加される方は必ず事前にご連絡ください

申込 電話・窓口

申込 保健福祉課(保健活動) 1階⑪番 ☎06-6915-9968



区役所からの お知らせ

「本人通知制度」をご存知ですか?

大阪市では、住民票の写しなどが第三者に取得された事実を本人に通知することで、不正な請求を未然に防ぐとともに、市民の皆さんの人権やプライバシーを守ることを目的として、「本人通知制度」を実施しています。

「本人通知制度」のご利用には、お住まい(または本籍地)の区役所(または区役所出張所)での登録申請が必要で、郵便等でも受け付けます。

詳しくは、大阪市ホームページをご確認ください。

問合せ 窓口サービス課(住民情報) 1階③番 ☎06-6915-9963



固定資産税・都市計画税 (第3期分) 納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は、12月25日(月)です。市税は市政運営の原動力であり、市民の皆さんのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。

問合せ 京橋市税事務所 固定資産税グループ ☎06-4801-2957(土地) ☎06-4801-2958(家屋) ☎06-4801-2873

固定資産税(償却資産)に関する 申告書送付のお知らせ

土地と家屋以外の事業用の有形固定資産をお持ちの方に償却資産申告書または償却資産の申告をお知らせするハガキを送付します。12月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎06-4705-2941 ☎06-4705-2905

令和6年度以降に実施される 主な税制改正(個人市・府民税)

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一
◎所得税と個人市・府民税の課税方式が統一されます。

森林環境税の課税

◎国内に住所がある個人に対し、森林環境税(国税)として、個人市・府民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税されます。

国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

◎国外居住の30歳以上70歳未満の親族について、一定の要件に該当しない限り、扶養控除の適用対象から除外されます。

詳しくは、大阪市ホームページをご確認ください。



問合せ 京橋市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当) ☎06-4801-2953 ☎06-4801-2871

生活の中の“困りごと”は見守り相談室にご相談ください!

ご高齢の方、障がいのある方、子育て中の方などの日常生活の“困りごと”に関する相談を受け付けています。また、困っている方のご家族や周りの方でも相談可能です。

見守り相談室では、見守り支援ネットワークがご本人やご家族のお話を伺い、必要な支援につなげていきます。

問合せ 鶴見区社会福祉協議会 見守り相談室 ☎06-6913-7070 ☎06-6913-7676



子育て応援します! 病児・病後児保育をご利用ください

お子さんが病気で保育所等に通えないのに、お仕事を休めなくて困ったことはありませんか?

時間 おおむね8時から17時(時間延長している施設もあります) **開設日** 月曜日から土曜日(祝日、年末年始を除く)

利用料 2,500円/日額 **手続き** 各施設へ事前の登録が必要です。
※開設時間や延長利用料などの詳細は各施設にお問い合わせください

◇病児保育施設…病気の回復期に至らないお子さんをお預かりできる施設です。

施設名	対象年齢	所在地	連絡先
アリス病児保育室(大阪旭こども病院)	生後3か月から小学6年生まで	旭区新森4-13-17	☎06-6952-4561
すみれ病院・くるみ乳児院(すみれこどもケアルーム)	生後6か月から小学6年生まで	城東区古市1-19-23	☎06-6934-8868
福田クリニック病児保育室 もりの風	生後6か月から小学6年生まで	城東区関目1-3-11	☎06-6930-1188

◇病後児保育施設…病気の回復期で保育所等に通うことができず、また保護者が仕事の都合などで家庭での保育が困難な場合、お子さんをお預かりする施設です。

施設名	対象年齢	所在地	連絡先
のぎく保育園(病後児保育室 菜すな)	生後6か月から小学3年生まで	鶴見区諸口5-浜14-6	☎06-6913-9622
城東ちどり保育園	生後6か月から小学6年生まで	城東区諏訪3-6-33	☎06-6167-3755

※病児保育・病後児保育とも鶴見区周辺の施設を掲載しています。その他の施設については、大阪市ホームページをご覧ください

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 1階⑫番 ☎06-6915-9107

高齢者の虐待を防ぎましょう!

介護を始めると終わりが見えません。自分ではしっかり介護しているつもりでも、知らずのうちに不適切な対応になっている場合があります。介護者が「疲れたな」と感じたら、誰かに相談しましょう。また、あなたの周りに気になる方がいれば、相談窓口にお知らせください。

こんな方を見かけられたことはありませんか?

- 不自然なあざややけどのあとが見られる。
- 衣類が破れたり、汚れたりして異臭がする。
- 必要な医療や介護サービスを受けていない。
- 年金や財産収入があるのに年金を盗られた、お金がないと話している。
- 何かにおびえている様子が見られる。
- 家から悲鳴や怒鳴り声が聞こえている。

これらは、高齢者虐待のサインの一例です。「もしかして?」と思ったら迷わず相談してください。

相談窓口一覧

名称	担当エリア	電話番号
鶴見区役所 保健福祉課(高齢者支援)	鶴見区全域	☎06-6915-9859
鶴見区地域包括支援センター	茨田南・茨田・茨田東・茨田北・焼野	☎06-6913-7512
茨田総合相談窓口(ファミリー)	茨田南・茨田	☎06-6915-1717
茨田大宮総合相談窓口(ちどり)	茨田東	☎06-6914-7711
鶴見区西部地域包括支援センター	緑・鶴見北・鶴見・茨田西・横堤	☎06-6913-7878
鶴見区南部地域包括支援センター	榎本・今津	☎06-6969-3030

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番 ☎06-6915-9859